

平成27年度 専門課程 建築構造審査研修を受講して

甲府市 建設部 まち開発室 建築指導課 丸登健史

平成27年6月1日より施行された改正建築基準法により、確認申請と構造計算適合性判定の平行審査が可能となり、また、ルート2の構造計算の中でも簡易な許容応力度計算を、いわゆるルート2主事を設置した場合に、建築主事や建築基準適合性判定資格者が構造審査を行い、構造適判の対象外とできるようにになりました。

これらの確認手続きの迅速化や各種基準の緩和等、建築行政を取り巻く環境が大きく変化する中、国土交通大学校で行われた、建築構造審査研修に参加しました。

研修内容は、以下のとおりです。

- ・現在に至るまでの構造関係規定の法改正経緯
- ・東日本大震災を受けた後の法改正の流れ
- ・各種構造（鉄筋コンクリート構造、鉄骨構造、木造）の構造審査のポイント
- ・構造審査実務
- ・構造計算書の審査演習（課題研究）

この研修は、国土交通省や都道府県、市など全国から87名の建築職員が参加しておりました。構造審査経験者向けの研修であったが、参加者の構造審査の習熟度は、構造一級建築士の資格を持つ方から確認の審査自体未経験という方までとかなりのばらつきが見られました。

国土交通省の職員や構造審査経験の豊かな自治体職員による講義であり、非常に内容の濃いものでした。5日間にわたる研修でしたが、内容によってはもっと多くの時間講義をしていただきたいものもありました。

内容は、各種構造の構造審査の要点や実務的な内容が主であり、鉄筋コンクリート構造や鉄骨構造ではルート2の許容応力度計算を中心に、木造ではルート1の許容応力度等計算を中心に講義を受けました。どの講義においても、構造計算の考え方や流れ、構造計算書の見落としとしてはいけないポイントなど、非常に重要なものでした。また、今後どのように基準が見直されるかなど、水面下での動きも聞かせていただきました。

講義の中で最も時間を費やしたのは、故意に偽造された構造計算書について、その偽造された部分を指摘し、偽造された状態で建物にどのような影響がでてくるか、また、適正にするための対策をあげるという課題研究でした。これは、8名ずつのグループに分かれて行う演習課題であり、各グループに割当てられた問題について、3日間講義時間外にグループ討議を行い、4日目に発表を行うというものでした。

この課題では、それぞれのメンバーがこれまでに習得した知識や経験を持ち寄り、ひとつの課題をこなすという形だったため、多くの目で見ることにより、自分だけでは気付けなかった内容まで気付くことができ、様々な考え方を知ることができました。

また、本研修では、知識だけでなく、全国の自治体の方々とも課題研究や懇親会を通して繋がりを作ることが出来ました。今後もこの繋がりを活かし、連携を取りながらお互いの資質向上を図り、建築行政の発展に繋げていきたいと思えます。

最後に、研修の助成をいただいた山梨県建設技術センターの関係者の皆様、講義をしていただいた皆様、国土交通大学校の職員の皆様、本研修に快く送り出していただいた職場の皆様に対し、感謝の気持ちを忘れず、得た知識や情報をこれからの業務に活かしていきたいと思えます。